

「がんばろう 東北」を合言葉に

日本行政書士会連合会 会長
大規模災害対策本部長

北山 孝次



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、震度が大きいばかりでなく、巨大津波、更には福島第一原子力発電所事故を誘発し、被災者数、被害規模ともに未曾有の大惨事となっています。

不幸にしてお亡くなりになられた方々には衷心よりご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた皆様や避難所で不自由な生活を余儀なくされておられる皆様、会員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災発生から約 1 ヶ月半が経過しました。いま、全国で「がんばろう日本」「がんばろう東北」を合言葉に、復旧・復興への活動が活発化しています。政府による対策も次々と打ち出され、自治体による不眠不休の取り組みが行われ、ボランティアによる支援活動も多数おこなわれるようになってきました。

日行連では、全国の行政書士会と連携し、被災行政書士会・会員を支援するとともに、国民と行政のかけ橋である行政書士の公共的役割をこの非常時においても確実に果たすべく活動を行っています。

日行連に設置された大規模災害対策本部活動の概要については「月刊日本行政」5月号(No.462)で報告致しましたが、その後の活動についてご報告申し上げます。

1 被災行政書士会への運営支援

日行連では3月14日、全単位の被災概況を聴取するとともにメール、FAX、電話で寄せられる会員の安否を集約し、ホームページに掲載しました。さらに、人的被害が出ている都道府県16の単位の支援策の資料とすべく「被災状況や対策の報告及び日行連への要望等について」を発信し、具体的被災状況の調査を行いました。

4月20日現在、死亡会員1名、行方不明会員5名、負傷会員2名の報告が寄せられています。

日行連では災害助成基金積立預金を取り崩して第一次分として青森、岩手、宮城、福島及び茨城会に各150万円を、さらに二次分として岩手、宮城、福島会に各250万円をお届け致しました。

2 被災単位会・会員及び被災住民に対する義援金の募集

3月18日より義援金の募集を始めましたところ、4月

15日(第一次締め切り日)時点で単位会及び会員から寄せられた義援金総額は68,557,927円(予備費を取り崩して災害助成費に支出した日行連からの1,500万円を含む)。この義援金の中から岩手、宮城、福島会に各1千万円をお届け致しております。その後の義援金の配分については4月20日の理事会で、災害対策本部に委任され、各地の状況に合わせて配分することになりました。

会員の皆様、単位会におかれましては引き続き義援金募集にご協力いただきますようお願い致します。

3 繁忙を極める被災自治体における行政事務の補助等の行政協力

平成23年3月29日に民主党法務部門において法務省関係法令についての「東北関東大震災復旧・復興に関わる団体ヒアリング」が行われました。その折、「震災にかかる行政手続等に関する救済策・緩和策」を提出し説明を行いました。内容は、

① 入国管理及び難民認定法関係

(東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における出入国管理行政の特例措置について(緊急要望))、

② 国籍法関係

(第14条及び第17条の期間制限に対する救済策)、

③ 民法関係／私人間の権利義務関係

(契約書や借用書の喪失の場合の救済策、自筆証書遺言の喪失の場合の救済策、秘密証書遺言の喪失の場合の救済策、公正証書遺言について利害関係人が本人確認書面を喪失している場合の救済策、建物が流された等による隣地関係確定のための救済策、住宅ローン等の支払いに関する救済策、借家の損壊に伴う貸主の義務の緩和策、借主への救済策)、

④ その他行政手続一般

(行政書士が被災し依頼人の書類等を喪失して行政手続等が困難となった場合の救済策、震災に伴う緊急措置により不利益が生じた場合の行政不服申立ての代理要件緩和策)についてです。

さらに以下の提案を関係方面に行い、実行方を働きかけています。

① 入国・国際関係相談業務 受付支援

行政書士は入管・国籍手続の専門家であるところから、被災外国人等を対象に地方入国管理局や市町村等で、行政書士が入管手続を中心とした相談を行う。さらに、震災発生後、再入国許可を受けることなく急遽帰国した外国人の再入国許可等の手続のニーズが多分にあることが予想されます。当局職員の繁忙を軽減すべく行政書士が窓口の受付業務を補助することも有効な支援策となります。これらの業務につきましては、被災地のみならず全国のニーズのある地方入国管理局及び出先等に会員を派遣することも可能です。

② 土地、建物の賃貸借に関する相談支援

行政書士は権利義務・事実証明書類作成の専門家です。一部行政書士会では国土交通省等の補助を受けて「あんしん賃貸支援事業」に参画し、当事者間の賃貸借問題の相談支援にあたりている実績もあります。被災賃貸借物件にかかる権利義務問題等の相談に応じることができます。

③ 戸籍法、住民基本台帳法に関する相談支援

行政書士は、戸籍法、住民基本台帳法に関する専門家です。今回の大震災では死亡者、行方不明者が多数いるところから、市町村が行う現地調査業務等で会員による行政協力が可能です。

④ 被災自動車の抹消登録等にかかる支援

被災自動車の車両数は膨大な量になることが予想され、被災対応全般を行っている各自治体に処理方法(所有者の確認・自動車登録の抹消手続・廃棄作業)では相当な事務負担がかかります。特に復旧等作業のため自治体が撤去・保管して所有者が不明で引き取り手がいない被災車両の処理及び他県に避難している場合の抹消処理手続が問題になっています。

これらに対しては、各県の行政書士会を活用することにより、自治体に代わり被災自動車の処理を一括して行うことが可能となります。被災地域は広範囲にわたっていますが、各県の行政書士会所属会員リスト等のネットワーク活用により、すべての被災地域及び地域をカバー(支援)することができます。

国土交通省では、各避難所等で自動車諸手続の相談や自動車の無料点検を行う「移動自動車相談所」を開設していますが、この移動自動車相談所には岩手、宮城、福島の各行政書士会からそれぞれ所属会員を相談員として派遣し被災住民の支援にあたっています。

この移動自動車相談所では廃車相談(抹消登録)にとどまらず、抹消登録手続を求められた事例も数多くあったとの報告を受けております。

4 災害対策本部の活動 東北被災3県を訪問

大規模災害対策本部では、私と、姫田副本部長(副会長)、中西災害対策部長(専務理事)及び怡土復興支援部長(総務部長)が4月6日から8日までの3日間の日程で特に被災の大きかった福島・宮城・岩手3県の県庁及び行政書士会を訪問し、直接お見舞いの言葉を伝えるとともに、震災復興に向けた具体的な支援策について協議を行って参りました。



福島会との協議のなか、現状の報告を受ける

各単位会(福島会:國分会長、宮城会:田代会長職務代行者、岩手会:中澤会長)との協議では、

各单位会より災害助成金、義援金に対する謝意が表されるとともに、所属会員の安否・被災状況のほか、会員の所在確認の困難さが示されました。また、仮事務所開設等に係る登録上の問題、会費減免措置、行政協力のあり方、単位会総会日程の延期等の諸課題について説明、要望等を受けました。これらへの対応については、今後、日行連と単位会との間で緊密な連携を取りながら、県への協力要請等も含め、迅速・的確な対応を図っていくことを確認しました。



宮城会との協議のなか、具体的な要望を聞く

各県に対しては、御見舞と日行連、各单位会による連携支援策を盛り込んだ書面を提出し、併せて単位会総会日程の延期等の検討要請を行いました。

具体的な連携支援策としては、入管・国籍関係相談・受付業務、土地・建物の賃貸借に関する相談業務、戸籍法・住民基本台帳法に関する相談業務、被災自動車の抹消登録等に係る手続支援業務、許認可等各種行政手続に関する相談業務などの行政協力の申し出、各種行政手続に係る手数料の減免提案、さらに行政書士会による被災者向け電話無料相談の実施予定などを伝えました。



岩手県との会合では今後の連携支援策を協議

5 議員連盟総会での提案

4月20日に自由民主党行政書士制度推進議員連盟、4月26日に民主行政書士制度推進議員連盟の

総会が開かれました。4月20日は日行連理事会と同時刻の開催であったため姫田副会長、梅林専務理事が出席し、4月26日は私はじめ日行連役員が出席して、過日の東北被災地を訪問した思いを胸に、この総会で震災被災者・事業者への復興支援の参画要望を行って参りました。

その中で、被災地における相談では相談のみならず各種行政手続を行ってほしいという声が大いところから、これらの声に応えるべく現地ですべての行政手続が完結することが望ましいこと、さらに行政手続において被災者から報酬として料金を徴することが難しいので手続一切を無料にし、当面は災害助成基金や義援金の一部で手当するとしても、限界があるところから国からの補助等をお願いしたい旨を訴えて参りました。

6 住民・事業者に対する復興支援措置に係る申請者及び行政への支援

日行連では東京会と協同して被災者向けのフリーダイヤルによる行政書士会災害相談センターを4月11日に開設し、①被災賃貸物件に係る権利義務問題、②一時帰国者の再入国手続、勤務先廃業による在留資格変更などの外国人在留問題、③被災自動車の抹消登録、新規取得のための新車新規登録などの自動車登録問題、④住民票、戸籍に関する諸問題などの相談に応じています。

さらに、携帯電話からアクセス可能な携帯用「東日本大震災」関連情報サイトを開設しました。このサイトでは、震災関連情報トピックス及び会員の安否情報等を投稿できる掲示板の利用が可能となっています（携帯用サイトURL：<http://www.gyosei.or.jp/m/>）。

被災単位会の岩手会、宮城会、福島会、茨城会、千葉県をはじめ長野会でも電話無料相談等を開設し被災者の支援を行っており、福島会では滅失または使用不能になった自動車の抹消登録(廃車手続)を無料で行っています。岩手会、宮城会でも自動車の抹消登録(廃車手続)を無料で行うべく準備を進めています。

以上、日行連、大規模災害対策本部並びに被災地域を中心とする行政書士会の活動の概要をご報告いたしました。引き続き日行連では「がんばろう東北」を合言葉にして全国の行政書士会と連携し、被災行政書士会・会員を支援するとともに、行政書士としての役割を果たしていきたいと思っております。会員の皆様のさらなるご協力を改めてお願いする次第です。